

序　議　次　第

日　時　令和4年8月23日（火）

朝霞市行政改革推進本部会議終了後

場　所　別館2階　全員協議会室

1　市長あいさつ

2　議題

（1）職員の定年引上げに係る基本方針（案）

（2）朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

職員の定年引上げに係る基本方針（案）

1 定年引上げの目的と国の動向

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中において、複雑高度化する行政課題等に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるとの観点から、定年の65歳引上げについて、平成30年8月に国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」がなされた。

この「意見の申出」を踏まえ、令和3年6月に国家公務員法が改正され、令和5年度から、定年の段階的引上げのほか、管理監督職勤務上限年齢制等の制度が設けられることとなった。

また、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされている地方公務員についても、定年引上げや他の制度など国家公務員と同様の措置を講ずるため、同時期に地方公務員法が改正された。

2 市の対応

地方公務員法の改正や国家公務員の制度改正を踏まえ、本市においても円滑に定年引上げを行うため、関係例規の整備や対象職員への説明などの準備を進め、令和5年4月1日から定年引上げを実施する。

3 制度改正の概要

(1) 定年の段階的引上げ

職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 定年引上げに伴う制度の新設等

① 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- ・管理監督職について、60歳到達年度の翌年度（4月1日）に係長級への格付け変更を行う。
※管理監督職…管理職手当の支給を受ける職員（部長級から課長補佐級まで）

② 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳以降の多様な働き方に対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、当該職員の定年到達年度まで短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入する（原則として4月1日から再任用する）。
- ・任用期間以外の勤務条件等については、現行の再任用短時間勤務職員の取扱いと同様。

③ 暫定再任用制度への移行

- ・定年引上げに係る経過期間において、定年から65歳到達年度まで再任用職員として任用できるよう、現行の再任用制度が廃止され、暫定再任用制度へ移行する。
- ・令和6年度以降の暫定再任用制度については、役職定年制との均衡を図るなど、制度の検討を継続する。

④ 給与に関する措置

- ・60歳到達年度の翌年度以降の職員の給料月額については、当分の間、60歳到達年度の給料月額の7割水準に設定する。
- ・役職定年制の適用を受ける職員は、係長級に格付けされた給料月額の7割水準の額を基礎額とするが、60歳到達年度の給料月額の7割水準との差額を調整額とし、基礎額と調整額の合計を給料月額として支給する（60歳到達年度の7割水準を維持）。
- ・退職手当について、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に算定する。

⑤ 情報提供・意思確認制度の新設

- ・当分の間、職員が60歳に到達する年度の前年度に、60歳到達年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳到達年度において、翌年度以降の勤務の意思を確認する。

※情報提供・意思確認の時期（予定）

情報提供…60歳到達年度の前年度の2月までに実施

意思確認…60歳到達年度の5月に実施

（令和5年度に60歳に到達する職員に対しては、令和4年度中に情報提供を行う。）

4 条例改正・廃止時期

令和4年第4回市議会定例会（12月議会）に条例改正・廃止に係る議案を提出

関連規則等についても、議案可決後に改正

<参考>

(1) 60歳到達年度から暫定再任用までの格付け・職(定年延長対象者)(案)

60歳到達年度	60歳到達の翌年度以降	暫定再任用
部長級	役職定年(係長級)	課長補佐級又は係長級 *1
部次長級	役職定年(係長級)	係長級
課長級	役職定年(係長級)	主任級
課長補佐級	役職定年(係長級)	主任級
係長級	係長級	主任級
主任級	主任級	主任級

*1 部長級職員における暫定再任用の格付けについては、検討を継続する。

※定年前再任用短時間勤務職員については、暫定再任用と同様の取扱いとなる。

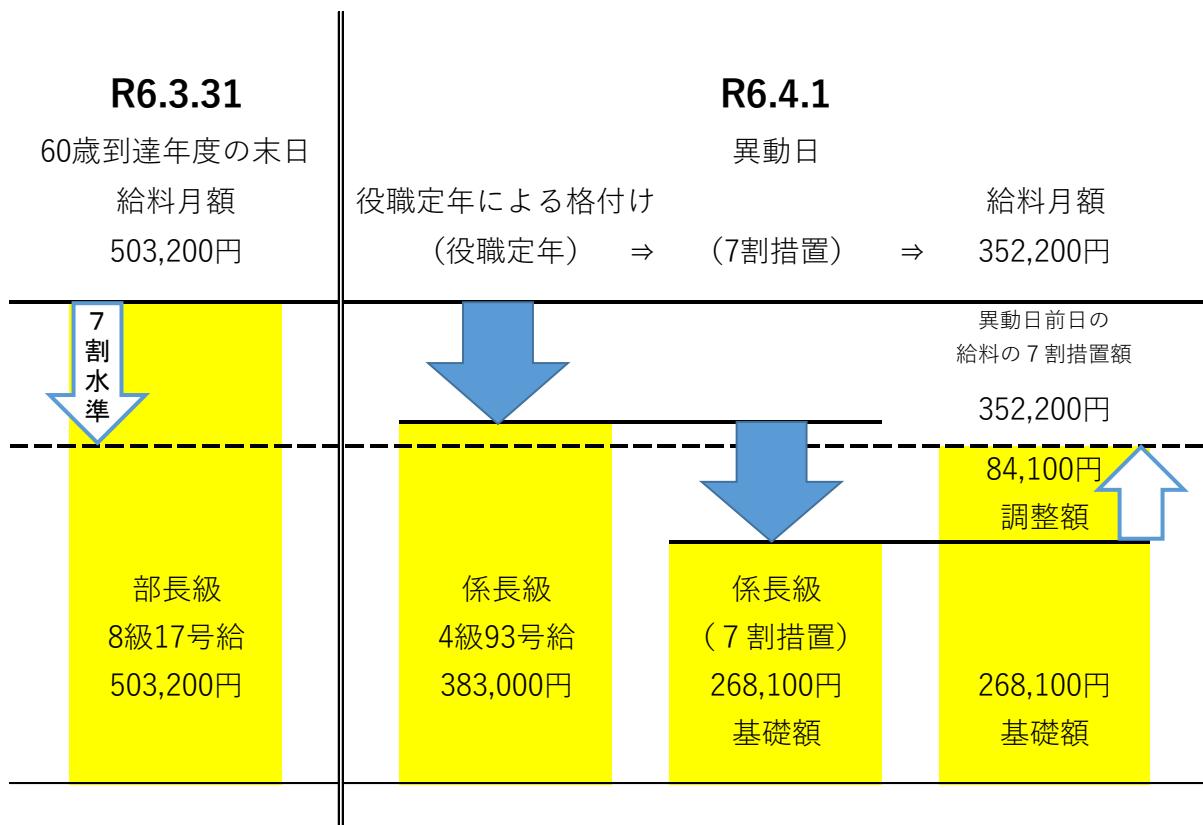
(2) 定年退職年度と再任用年度

再任用年度 定年退職年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
H30	フ 短	フ 短	フ 短	短	短										
R1	定年	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短	短									
R2		定年	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短	短								
R3			定年	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短							
R4				定年	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短						
R5	定年退職者なし														
R6(61歳)						定年	フ 短	フ 短	フ 短	フ 短					
R7	定年退職者なし														
R8(62歳)								定年	フ 短	フ 短	フ 短				
R9	定年退職者なし														
R10(63歳)										定年	フ 短	フ 短			
R11	定年退職者なし														
R12(64歳)											定年	フ 短			
R13	定年退職者なし														
R14(65歳)													定年		

※「フ」はフルタイム、「短」は短時間勤務を表す。

※斜線網掛け部分は暫定再任用。縦線網掛け部分は定年前再任用短時間勤務を選択可能。

(3) 給料の推移（役職定年制の適用を受ける職員の例）



※役職定年により係長級に格付けされた後に7割措置が適用されるが、調整額を支給することで7割水準の給料が支給されることとなる。
 (役職定年とならない職員は、60歳到達年度の末日の給料月額の7割水準が支給される。)

(4) 定年引上げに伴う働き方の選択

年 齢	情報提供・ 意思確認	退職後に選択		
		定年前再任用 短時間勤務	暫定再任用	
			フルタイム	短時間
59歳到達年度	情報提供	—	—	—
60歳到達年度	意思確認	—	—	—
60歳到達の翌年度から 定年年度まで	—	○	—	—
定年年度の翌年度から 65歳到達年度まで	—	—	○ ※1	○

※1 定年前再任用短時間勤務を選択した職員を除く。

個人情報の保護に関する法律について

【改正法概要】

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るために、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成14年法律第57号）が改正され、令和3年5月19日に公布された。

これまでの個人情報保護法制度は、「個人情報保護法」や「行政機関個人情報保護法」、「各自治体の個人情報保護条例」等に基づき、適用される対象ごとに運用しており、個人情報の定義やルールが、法律や条例ごとに微妙に異なっていたことから、管轄を越えての取扱いが不明確であることが、データ利活用の大きな問題であった。

改正法では、官民で異なっていた個人情報の定義や取扱いルールが統一されるなど、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るための体系が見直され、全国統一的な共通ルールが規定された。

【主な改正事項】

1 定義の一元化

保護法により「個人情報」などの定義が統一される。保護条例での取扱いと大きくは変わらない。

2 個人情報の取扱い

①－1 個人情報の保有制限

現行条例（条例第5条）

個人情報の利用の目的を明確にし、その目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集しなければならない。

①－2 個人情報の収集制限

現行条例（条例第7条第1項）

- 本人収集の原則
- 例外（審議会で認められたときなど）に該当するときのみ本人外収集ができる。

②個人情報の利用及び提供の制限

現行条例（条例第14条第1項）

- 目的外利用・外部提供の制限
- 例外（審議会で認められたときなど）に該当するときのみ目的外利用・外部提供ができる。

保護法（法第61条、第62条）

- 法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定
- 利用目的の明示を義務化（本人から書面で個人情報を取得する場合）

保護法

該当規定なし

保護法（法第69条）

- 目的外利用・外部提供の制限は変わらず。
- 例外規定から審議会の規定がなくなり、新たに「相当の理由があるとき」や「特別の理由があるとき」が設けられる。
- 委員会への漏えい等報告義務（法第68条）

③オンライン結合

現行条例（条例第15条第1項、第2項）

オンライン結合をするときは、法令に定めがある場合、もしくは、審議会の意見を聴いて認められたとき。



保護法

○電算処理・電算結合に当たっての審議会に係る規定はない。

«改正個人情報保護法に関する法律についての事務対応ガイド»

「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」とされている。

また、条例に規定が置かれることが許容されないものとして、「オンライン結合に特別の制限を設ける規定」と明示されている。

3 個人情報ファイル簿

現行条例（条例第8条第1項）

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

○事務の名称、収集目的、収集対象者、記録項目などを記載する。

保護法（法第60条第2項、第75条）



システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」（単票）を作成する（市役所で閲覧＋ホームページで公表）。

○システムや名簿の名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載する。

○1,000人未満のシステムや名簿については作成対象外

4 開示・訂正・利用停止請求

以下の3つの請求制度は保護法でも引き続き規定される。

- ①開示請求…自分の個人情報の開示を求める。
- ②訂正請求…開示された個人情報に誤りがあるときに訂正を求める。
- ③利用停止請求…開示された個人情報が違法に取り扱われているときに利用停止を求める。

※保護法による主な変更点

開示請求等の手続の大部分は保護法で規定されるが、一部の手続（手数料の額など）は施行条例で定める。（法第89条）

5 行政機関等匿名加工情報《新規》

行政機関等匿名加工情報（法第2条第6項、第60条第3項）

個人情報ファイルの個人情報を加工（削除、置き換え）して、個人を識別できなくしたデータ

⇒希望する民間事業者へデータを提供する制度が開始（国では既に実施）

《目的》

データを活用することで①新たな産業の創出、②活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図る。

行政機関等匿名加工情報の提供については、当分の間は都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については義務ではなく、任意で提案募集等を行うこととされている。

6 審査会

審理員による審理手続きの適用除外（法第106条）

地方公共団体の機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続きに関する規定の適用が除外される。

情報公開制度において、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、審理員による審理手続きは適用除外とせずに、現行制度のまま運用する。

7 審議会

基本的な役割（法第129条）

施行条例で定めることで、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができる。

現行条例（条例第7条第2項、第14条第1項、第15条）

本人以外収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等の際に諮問

保護法

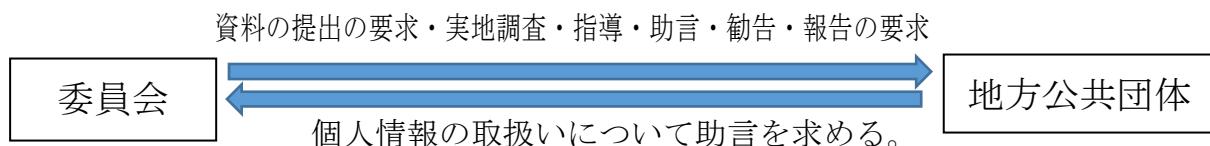


《改正個人情報保護法に関する法律についての事務対応ガイド》

「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」とされている。

8 委員会との関係《新規》

- 委員会が保護法の解釈権限を持ち地方公共団体を監督する。
- 施行条例を制定したときは委員会へ届出（法第167条）
- 毎年度、運用状況を委員会へ報告（委員会が取りまとめて公表）（法第165条）



9 施行条例

個人情報の取扱いの大部分は保護法で規定されるが、保護法の規定により、①施行条例で定める必要がある事項と②施行条例で定めることができる事項がある。

① 施行条例で定める必要がある事項

- ・開示請求の手数料の金額（法第89条）
- ・行政機関等匿名加工情報の手数料の金額（法第119条）

② 施行条例で定めることができる事項（主なもの）

- ・要配慮個人情報の範囲を独自に広げること（条例要配慮個人情報）（法第60条第5項）
- ・個人情報ファイル簿の新設及び別の帳簿の作成（法第75条第6項）
- ・公開条例と保護法の非開示情報のズレを調整すること（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続に関する事（法第107条第2項、法第108条）
- ・特に必要があると認めるときに審議会へ諮問すること（法第129条）

資料2

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）（**地方公共団体の機関及び地方独立行政法人**）

個人情報ファイルの名称	情報公開制度ファイル	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室市政情報課市政情報係	
個人情報ファイルの利用目的	情報公開制度の運用を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 電子メールアドレス、5 公的扶助の受給の有無、6 主義・主張、7 意見・要望	
記録範囲	公文書公開請求等の請求者（1～4、6、7）、公開請求に係る公文書に記載された第三者（1～5）	
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～7）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国及び県（6、7）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市長公室市政情報課市政情報係 (所在地) 埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	法定事務 <input checked="" type="radio"/> 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	

資料3

(仮称)個人情報取扱管理簿

市長公室

市政情報課

基準日：令和5年4月1日

	事務事業名	利用目的	収集対象者	個人情報取扱項目 ※要配慮情報には、下線を引くこと。 ※特定個人情報は、二重下線を引くこと。	個人情報の収集先	他の事務の目的外利用の有無及び収集先	外部提供の有無及び提供先	特定個人情報の有無及び提供先	外部委託の有無及び委託先	個人情報ファイル簿保有の有無及びファイル名
1	文書管理事業	文書の適正な保有のため。	申請者、応募者、委託業務先の従業員	氏名、役職・地位、勤務先、 <u>マイナンバー</u>	本人、公文書保管等業務受託事業者、ファイル基準表検索システム作成業務受託事業者	有 生活援護に関する事務、行旅死亡人に関する事務、介護保険に関する事務	有 東洋大学		有 会議録研究所、金聖堂	有 ファイル名「〇〇ファイル」
2	情報公開及び個人情報保護事業	①情報公開制度の運用のため。	申請者、応募者、委託業務先の従業員	氏名、役職・地位、勤務先、 <u>マイナンバー</u>	本人、公文書保管等業務受託事業者、ファイル基準表検索システム作成業務受託事業者	有 生活援護に関する事務、行旅死亡人に関する事務、介護保険に関する事務	有 東洋大学	有 国	有 会議録研究所、金聖堂	有 ファイル名「公開請求ファイル」
		②個人情報保護制度の運用のため。	公文書公開請求者、自己情報開示請求者、代理人	氏名、住所、年齢、生年月日、電話番号、続柄、 <u>成年後見登記</u> 、 <u>公的扶助の受給の有無</u> 、 <u>顔写真・画像</u> 、 <u>主義・主張</u> 、申出の内容	本人、代理人	無	無	無	無	無

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

【制定動機】

本市では、平成9年4月1日から『朝霞市個人情報保護条例』を施行し、各実施機関において個人情報の適正な収集等に努めているが、令和3年5月に『個人情報の保護に関する法律』が改正され、地方公共団体に係る規定は、令和5年4月1日に施行される。

令和5年4月1日以降の個人情報の取扱いに当たっては、既存の個人情報保護条例から、改正個人情報保護法に置き換えての運用が必要であるため、現行条例を廃止し、新たに法施行条例を制定する。

【条例案概要】

改正法では、詳細な運用事項まで規定していないため、各地方公共団体の条例で、手数料の設定などの詳細事項について規定することとなっている。

なお、改正法施行条例を定めるに当たっては、改正法の趣旨の範囲を超えて、各地方公共団体が独自に規定できるというわけではなく、法の趣旨が許容する範囲内において、制定する必要がある。

改正法施行条例では、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る手続き、開示決定等の期限及び手数料、情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について規定し、附則では、旧条例の廃止に伴う経過措置や、『情報公開・個人情報保護審議会条例』の一部改正及び経過措置、『公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例』の一部改正及び経過措置について規定している。

【条例案の解説】

第1条の「趣旨」は、改正法施行に関し、必要な事項を定めることを規定するものである。

第2条の「定義」は、法及び政令で使用されている用語の例によることを規定するものである。

第3条の「開示請求の手続」は、開示請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定するものである。

第4条の「開示請求に対する措置としての通知における通知事項」は、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知するものと規定するものである。

第5条の「開示決定等の期限に関する特例」は、開示決定等の期限やその延長について規定するものである。

第6条の「開示請求に係る手数料等」は、開示請求に係る手数料等について規定するものである。

第7条の「訂正請求の手続き」は、訂正請求書の記載事項等について規則で定める

序議【令和4年8月23日（火）】

旨を規定するものである。

第8条の「訂正決定等の期限に関する特例」は、訂正決定等の期限やその延長について規定するものである。

第9条の「利用停止請求の手続」は、訂正決定等の期限や規定するものである。

第10条の「利用停止決定等の期限に関する特例」は、利用停止決定等の期限や延長について規定するものである。

第11条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問」は、情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について各号に規定するものである。

第12条の「運用状況の公表」は、毎年度、個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を規定するものである。

附則第1条の「施行期日」は、本施行条例の施行期日を規定するものである。

附則第2条の「朝霞市個人情報保護条例の廃止」は、旧条例の廃止を規定するものである。

附則第3条の「個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置」は、職員や受託者等の責務や罰則の経過措置について規定するものである。

附則第4条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」は、審査会の設置に関する法令の変更や、調査権限等について規定するものである。

附則第5条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置」は、当該条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものである。

附則第6条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正」は、審議会の設置に関する法令の変更や、所掌事務について規定するものである。

附則第7条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置」は、当該条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものである。

附則第8条の「朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正」は、改正法施行に伴い、安全管理及び秘密保持義務の改正

附則第9条の「朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正に伴う経過措置」は、当該条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものである。

【参考にした自治体】

なし

【パブリック・コメント】

意見募集期間：令和4年8月23日（火）から令和4年9月21日（水）まで

【施行予定日】

令和5年4月1日

【議案提出予定】

令和4年12月定例会

資料5

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示請求に対する措置としての通知における通知事項）

第4条 法第82条第2項の規定による通知については、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第5条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第8条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第10条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成8年朝霞市条例第13号）第1条に規定する朝霞市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、規則の定めるところにより、毎年度、法及びこの条例に基づく市の機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(朝霞市個人情報保護条例の廃止)

第2条 朝霞市個人情報保護条例（平成16年朝霞市条例第21号）は、廃止する。

(朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の朝霞市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第3項の規定による旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項に規定する受託者の同項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前に旧受託事務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他に漏らし、又は旧受託事務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第20条第1項から第4項まで、第32条第1項、第2項若しくは第3項の規定により準用する第20条第2項若しくは第3項若しくは第33条第1項若しくは第3項の規定により準用する第20条第2項若しくは第3項の規定による請求又は旧条例第40条の規定による申出がされた場合における自己情報（旧条例第4条に規定する自己情報をいう。）の開示、訂正及び利用中止（これらに係る旧条例第38条に規定する費用負担を含む。）並びに取扱いの是正については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前

において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機以外の手段を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であって、旧公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 法人（国又は地方公共団体を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して、前3項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として、朝霞市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- （1） 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- （2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第2条に次の2項を加える。

- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めると、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとときは、その委員を罷免することができる。

第4条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。
第5条から第9条までを次のように改める。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 諒問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 5 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、第1項の規定により当該公文書又は保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第6条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、

第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
(前2条における用語の定義)

第7条 前2条における次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第11条第3項に規定する公開決定等（次条において「公開決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの）をいう。

(行政不服審査法の準用)

第8条 審査会の公開決定等及び開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第77条及び第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

(手続の併合又は分離)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の

1条を加える。

(政治活動の制限)

第11条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第14条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行前に旧条例第43条第1項の規定により朝霞市情報公開・個人情報保護審査会された諮詢については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第6条 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）及び朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）並びに番号法による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、市長の附属機関として、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮詢に応じて審議し、答申する。

(1) 情報公開制度の運営に関する重要事項

(2) 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条各号に掲げる場合であって個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める事項

(3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関に建議することができる。

第6条中「関係実施機関」を「関係機関」に改める。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行前に旧条例の規定により意見を聽かれた事項又はこの条例の施行前に受けた市長の諮問のうち前条の規定による改正前の朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号に規定する事項についての審議及び答申（この条例の施行の際答申を終えていないものに限る。）については、前条の規定による改正後の朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号に該当するものに限り、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第8条 朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年朝霞市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、又は管理の業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の際に指定管理者若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、現行の朝霞市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法の施行条例の制定が必要となりました。

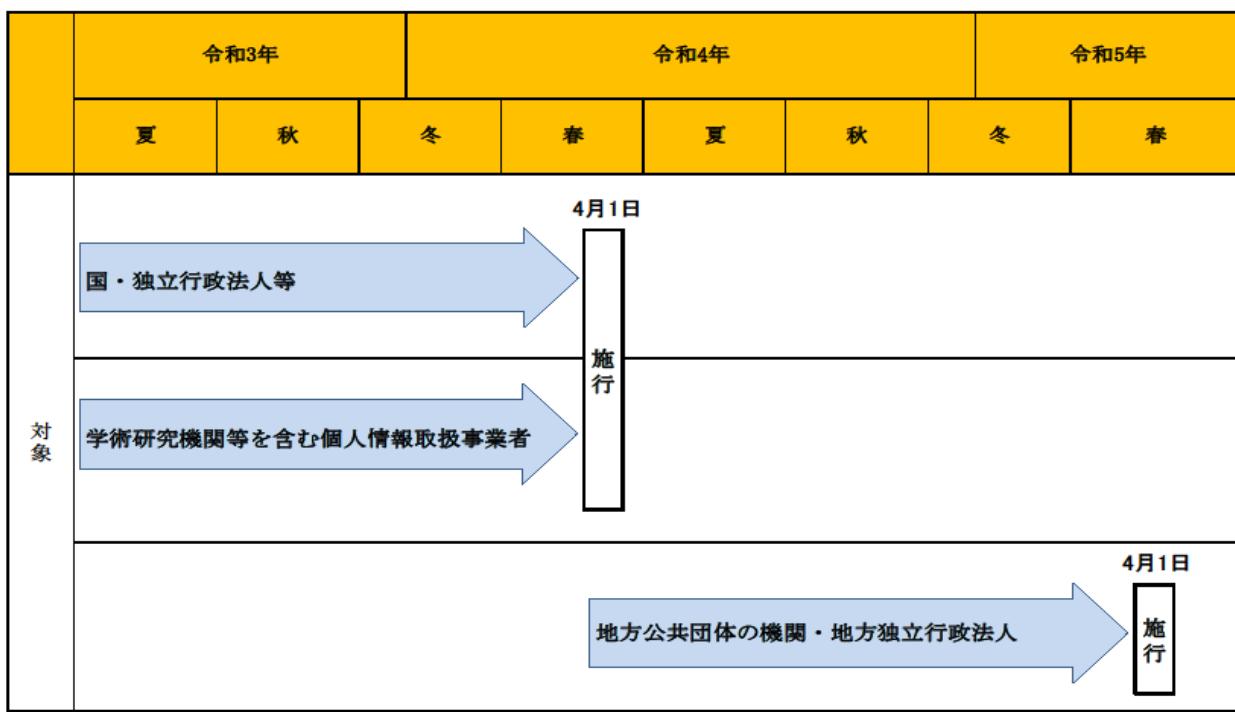
つきましては、この施行条例の制定に当たっての基本的な考え方に対する市民の皆様からのご意見を募集します。

1 個人情報保護法の改正によって変わること

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正されました。

これまで、国の行政機関、独立行政法人等及び民間事業者を対象としていた法律と各地方公共団体の条例は、それぞれ適用されていましたが、個人情報保護法の改正に伴って改正後の個人情報保護法に一本化され、全国共通のルールが適用されることとなります。また、この全国共通ルールは、国の独立行政機関である「個人情報保護委員会」が所管を担うこととなり、法を一元的に解釈運用することとなります。

令和3年度改正個人情報保護法の施行スケジュール



個人情報保護委員会によるホームページ掲載資料をもとに作成

2 現行の朝霞市個人情報保護条例との変更点

・個人情報の定義（法定事項）

現行では、亡くなった個人に関する情報も個人情報としていますが、改正法では生存する個人に関する情報を個人情報としているため、亡くなった個人に関する情報を条例で個人情報に含めることはできなくなります。ただし、亡くなった個人に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として改正法の対象となります。

・条例要配慮個人情報（任意事項）

改正法では、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの」を、「条例要配慮個人情報」として別途条例で定めることができます。

市では、現時点では、地域の特性として、条例要配慮個人情報として規定する項目はないと考えていますが、今後の本市の施策や社会状況等の変化により必要性が生じた場合に再度検討することとします。

・開示決定等の期限（法定事項）

改正法では、開示決定等の期限を短縮することができるとされているため、原則的には現行条例と同様に 15 日以内としていますが、延長及び特例延長の場合には、改正法が規定する期限よりも短縮する旨を施行条例で規定します。

	改正法	現行条例	施行条例案
原則	請求があつた日から 30 日以内	請求があつた日から <u>起算して</u> (※3) 15 日以内	請求があつた日から 14 日以内
期限の延長（※1）	30 日以内に限り延長可	請求があつた日から <u>起算して</u> 60 日以内	30 日以内に限り延長可
期限の特例（※2）	請求があつた日から 60 日以内	請求があつた日から <u>起算して</u> 60 日以内	請求があつた日から 44 日以内

※1 やむを得ない理由により延長する場合

※2 請求にかかる個人情報が著しく大量であるなどで、基準日までに開示決定等の業務を行うと他の業務の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合

※3 法と条例で、起算日に違いがあります。

・開示請求手数料（法定事項）

改正法では、請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされています。

現行では、手数料は無料とし、請求者は写しの交付及び当該写しの送付に要する費用を負担することとされており、市では、開示請求者の負担軽減の観点から、今後も現行条例と同様に手数料は無料とし、コピーや郵送等に係る費用などの実費のみ請求者の負担とします。

	改正法	現行条例と情報公開条例
手数料	実費の範囲内 ※条例で定める額	費用は無料 ※コピーや郵送等にかかる費用は請求者の負担

○審議会への諮問（法定事項）

改正法では、審議会等への諮問は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合とされています。また、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされていることから、諮問

内容については、条例の規定の改正や廃止、個人情報の安全管理措置に関する基準を定める場合などとします。

なお、審議会への報告は、個人情報の適切な運用のため、定期的に報告を行います。

・個人情報ファイル簿等の作成及び公表（法定事項、任意事項）

現行では、個人情報取扱事務登録簿を作成し、市政情報コーナーで閲覧に供していますが、改正法では、個人情報ファイル簿（1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは除く。）を新たに作成し、公表することとされています。

市では、個人情報ファイル簿（1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは除く。）を新たに作成し公表するとともに、市が保有する個人情報については、これまでの個人情報取扱事務登録簿に替え、内容を整理し総合計画の事務事業分類ごとに取扱状況を記載した（仮称）個人情報取扱管理簿を作成し管理していきます。

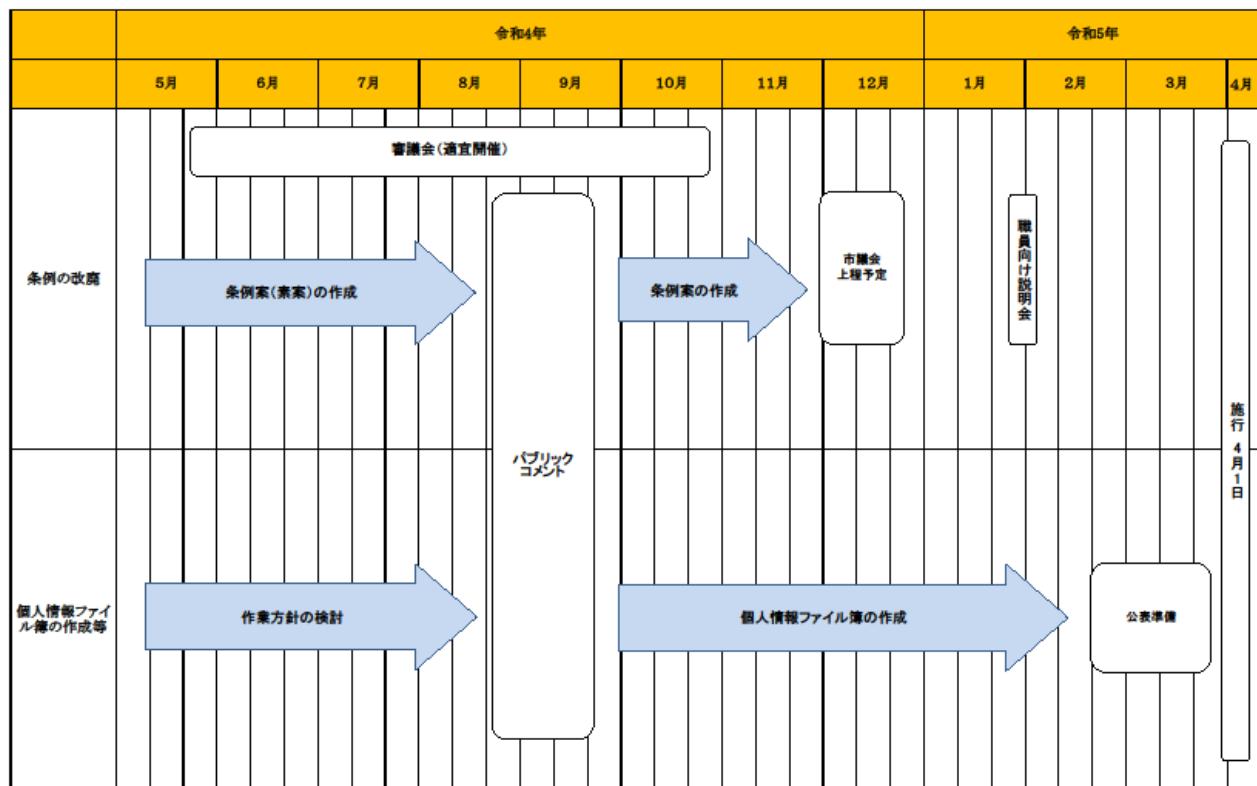
・行政機関等匿名加工情報の提供等（任意事項）

改正法では、行政機関等匿名加工情報の作成ができることとなります。政令指定都市を除く市町村につきましては、当分の間、実施は任意とされていますので、現時点では導入しませんが、本市における必要性などについて調査・研究を行います。

3 スケジュール

施行条例は、本パブリック・コメントの終了後、市議会の審議・議決などを経て制定されます。施行日は令和5年4月1日の予定です。

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例施行までのスケジュール



4 参考資料

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- ・朝霞市個人情報保護条例
- ・個人情報ファイル簿（案）

5 関連リンク

個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp>)

令和4年度

個人情報保護条例等改正スケジュール

